



夏休みは倉吉市人権文化センターに遊びに来ませんか？

参加対象：小学生・保護者

◎かんたん^{しゅわ}な手話をつかって、みんな^{こうりゅう}でたのしく交流しよう！

ひ 日 に ち 7 月 3 1 日 (木) ・ 8 月 8 日 (金)

じ かん 時 間 11:00~12:00

ば し ょ 場 所 倉吉市人権文化センター

もうしこみ 申 込 0858-22-4768 (倉吉市人権文化センター)

※ 7 月 22 日 (火) までにお申し込みください

◎元気^{げんき}なからだのひみつ^しを知ろう！

ひ 日 に ち 8 月 5 日 (火)

じ かん 時 間 10:00~13:00

ば し ょ 場 所 倉吉市人権文化センター

もうしこみ 申 込 0858-22-4768 (倉吉市人権文化センター)

※ 7 月 25 日 (金) までにお申し込みください

どちらの事業も親子での参加も大歓迎です！ぜひお越しください！



にほんごがくしゅうかい 日本語学習会のご案内

に ち じ 日 時 : 7 月 2 日 (水) ・ 7 月 16 日 (水)
13:30~15:00
19:30~21:00

ば し ょ 場 所 : 倉吉市人権文化センター

7 月 手話教室のご案内



日 時 : 7 月 3 日 (木) ・ 7 月 17 日 (木)
10:00~11:00

くわしくは中面をご覧ください！

まずな

倉吉市人権文化センターだより

2025年7月1日 発行 No.175 号

発行所：倉吉市人権文化センター

住 所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電 話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

7月10日からは部落解放月間です

◎ 部落解放月間とは

鳥取県では、昭和44年7月10日の「同和対策事業特別措置法」施行を記念して、「部落解放週間」を制定し、昭和48年から、7月10日から8月9日を「部落解放月間」としました。

毎年、部落解放月間の期間中、県、市町村、関係機関で連携しながら一人ひとりが人権・同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくよう、講演会などの啓発事業を行っています。

今もなお、結婚や就職の際に被差別部落出身であることなどを理由として反対されたり、偏見や差別意識に基づく身元調査、特定の地域が被差別部落かどうか問い合わせる事象のほか、近年ではインターネット上での差別的な書込みや動画の投稿などが問題となっています。

間違った情報や偏見で人を判断するのではなく、関わり合ってお互いを尊重し合える社会を実現するために、一人ひとりが部落問題について考えてみませんか。

人権問題講演会のご案内

令和7年度 第2回倉吉市人権のために学ぶ
同和教育講座 (同和問題)

あらためて学ぶ同和問題

～同和問題の新しい認識を深める～

場 所：倉吉交流プラザ
視聴覚ホール

日 時：令和7年7月12日(土)

午後1時30分から3時まで

講 師：小谷 清美 さん (山根自治公民館長)

令和7年度 第3回倉吉市人権のために学ぶ
同和教育講座

場 所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

日 時：令和7年7月27日(日)

午後1時30分から3時まで

講 師：衣笠 尚貴さん (公益財団法人
鳥取市人権情報センター研究員)

概 要

現在も続くインターネット上の差別事象と、その対応を強化するため施行された「情報流通プラットフォーム対処法」について学習します。

○事前申し込み不要

○手話通訳付

○災害時等緊急時において中止する場合は、倉吉市公式ホームページ等でお知らせします。

○場内誘導、座席の確保等、特別な配慮をご希望の方は、原則として7月4日(金)までにご希望の内容をお知らせください。



令和7年度 手話教室が始まりました！

倉吉市人権文化センターでは、毎年、簡単で日常的な手話の学習をととして聴覚障がいのある方やさまざまな人権問題について考え、誰もが住みやすい社会につながる関わりをめざすことを目的として、地域周辺の方々を対象に手話教室を開催しています。

令和7年度手話教室は鳥取県聴覚障害者協会から講師を迎え、6月19日（木）より開催しています。

手話は聴覚に障がいがある方とのコミュニケーションを取る為の大切な言語の一つです。基礎から学ぶことができますので、初めて手話に触れる方でも、安心してご参加いただけます。一緒に楽しく手話を学んでみませんか？

教室の様子



〈開催日程〉

6月 … 19日（木）
7月 … 3日（木）、17日（木）
8月 … 8日（金）、28日（木）
9月 … 11日（木）、25日（木）
10月 … 9日（木）、23日（木）
11月 … 13日（木）

時間 … 10：00～11：00
会場 … 倉吉市人権文化センター

※8月8日（金）は子ども手話教室との交流会も行います（11：00～）

※気象状況等によって、やむを得ず中止になる場合がございます。ご了承ください。

参加者随時受付中！

（参加費 無料）

※資料はこちらで用意いたします

〈申込方法〉

倉吉市人権文化センター
（☎0858-22-4768）まで
ご連絡ください。
皆様のご参加をお待ちしております！



部落差別は私たちのまわりに存在しています

7月10日～8月9日は「鳥取県部落解放月間」です。



部落解放月間は「同和対策事業特別措置法」が施行された1969（昭和44）年7月10日を記念して、鳥取県が翌年の1970（昭和45）年に制定しました。

近年は、差別されてきた当事者の声・運動とともに行政の積極的な施策や学校、地域、職場での取り組み、さらに市民の主体的な活動により社会全体の人権意識は向上しています。

一方で、昨年も被差別部落に対する差別意識や偏見が根底にある投書や発言が起こりました。インターネット上では、被差別当事者を攻撃する悪質な差別行為が氾濫しています。差別問題への無知・無関心や何気ない言動によって、差別する意図はなくても、相手を傷つけたり、不安や恐怖に陥れる事象も起こっています。

心に抱える不安

被差別当事者が差別言動に出会ったときの不安や恐怖は、将来にわたって心の中に残る場合があります。同和教育町内学習会の意見交換で、50年前の被差別体験を鮮明に語ってくれた人がいました。この人に限らず、何年たってもその時の恐怖を心に抱えている人は多いのです。被差別体験がトラウマになり、何年も体調を崩す人がいます。被差別体験の記憶が突然よみがえり、繰り返し悪夢として現れたりすることもあります。

今、私たちがやるべきこと

差別は私たちの身近に存在しています。誰もが差別に出会う可能性があります。誰もが差別する可能性があります。そして差別されるかもしれません。

地域社会の差別を許さない意識は高まっています。さらに、差別の実態や現れている現象を正しく知り、差別に気づき、差別をなくす行動にむけて学習を積み重ねていきませんか。今年度も部落解放月間中に講演会等さまざまな取り組みが計画されています。ぜひ参加しましょう。

2024年度に表面化した差別投書関係の事象

7月：倉吉市内で行われた同和問題講演会の参加者アンケートに、被差別部落に対する蔑称語を並べ、差別をあおるような記載がありました。

9月：県内の町議会議長あてに「被差別部落の忌避・排除」を呼び掛ける手紙が送られてきました。

この2件は、被差別部落に対して根強い差別意識・偏見を持っていると思われます。

人権絵本の紹介

倉吉市人権文化センターでは、市民の方々の協力を得ながら倉吉市人権絵本作成委員会として人権絵本を作成しています。

人権絵本「シンジとマサト」は、部落問題についての主人公の家族や地域の人たちの思い、また、主人公の被差別体験や差別との闘いを描いた絵本です。

倉吉市人権文化センターで貸出を行っています。お気軽にお問い合わせください。部落解放月間をきっかけに家族で部落問題について考えてみませんか？

